

26 琴情答申第 1 号  
平成 26 年 5 月 30 日

琴平町教育委員会  
教育長 三井 尚 様

琴平町情報公開審査会  
会 長 石合 由 明



## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮問事項

実施機関 琴平町教育委員会

諮問日 平成 26 年 3 月 31 日 (25 琴教委発第 499 号)

事件名 平成 26 年 2 月 24 日付 25 琴教委発第 411 号文書による非公開決定に関する件

### 第 1 審査会の結論

琴平町教育委員会が、平成 26 年 2 月 24 日付で本件請求に対し、非公開決定(以下「本件処分」という。)とした判断は妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例(平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により、琴平町教育委員会に対し、平成 26 年 2 月 8 日付で、次の内容の行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

いこいの郷公園の指定管理者の公募に際して、コナミらの共同企業体から提出された申請関係書類(申請書、事業計画書、収支計画書、質問書を含む)の全部

## 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 26 年 2 月 24 日付で本件処分を行い、異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 26 年 3 月 11 日付で、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立ての内容等

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公開請求対象文書を開示する必要がある。
- (2) 本件決定通知書の「公開できるようになる時期」として、「指定管理者決定後」としているが、本件公開請求日は、本件決定通知書記載の通り平成 26 年 2 月 8 日であり、「指定管理者の決定」は、平成 26 年 1 月 31 日の臨時議会で決定されているから、本件決定通知書の記載は誤りである。
- (3) 本件決定通知書の「公開しない理由」欄記載は、条例に規定する非公開事由に該当しない。

## 第 4 実施機関の説明の要旨

### 1 非公開決定の理由について

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件請求にかかる行政文書は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあり、非公開とした。また、本件請求にかかる行政文書は、町の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、非公開とした。さらに、条例の非公開事由に則って規定された琴平町指名型プロポーザル方式取扱規

程（平成 22 年琴平町訓令第 1 号。以下「規程」という。）第 11 条別表の基準があるところ、この基準に則り本件請求が請求時点では契約締結前（平成 26 年 4 月 1 日契約締結日）であったため、非公開とした。

なお、本件非公開決定通知書の「公開できるようになる時期」欄記載は、「契約締結後」と訂正する。

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件行政文書の内容等について

本件異議申立てに係る請求文書は、「いこいの郷公園の指定管理者の公募に際して、コナミらの共同企業体から提出された申請関係書類（申請書、事業計画書、収支計画書、質問書を含む）の全部」である。

### 2 条例第 7 条第 3 号ア及び第 6 号イ該当性について

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、条例第 7 条第 3 号では、非公開情報としている。「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいう。

また、条例第 7 条第 6 号イは、町の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の中には、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものがあるので、これを非公開とするものである。

本件請求にかかる文書は、いこいの郷公園の指定管理者の公募に際して、公募に参加した事業者から提出された申請関係書類の全部であるところ、実施機関によれば、いこいの郷公園の指定管理者との契約締結は平成 26 年 4 月 1 日の予定であるとのことであった。そうすると、契約事務が完了時点以前の平成 26 年 2 月の本件請求時点で当該情報を公にすることにより、契約締結に至る過程の適正な契約事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件請求にかかる文書には、いこいの郷公園の指定管理のための事業者の経営等内部管理に関わる情報も含まれていると考えられるところ、公にすることにより、当該事業者の事業活動を損なうおそれがあると認められるものもある。

なお、規程第 11 条の別表で、指名型プロポーザル方式による業務等の選定を行う際に提出される技術提案書等の情報公開基準（以下、「基準」という。）がある。この基

準によれば、契約締結前においては契約者、非契約者を問わず非開示とされている。また、この基準によれば、契約締結後であっても、契約者から提出された見積書等の一部の情報及び非契約者から提出された情報は非開示とされている。

本件請求にかかる文書は、公募型指名プロポーザルに基づいて企業から提出された資料であるから、同規程の直接の適用はされないものの、同規程はプロポーザル方式における技術提案書記載の情報公開に係る琴平町の姿勢を示すものであり、参考とすることができる。

以上のことから、本件請求に対し、条例第7条第3号ア及び第6号イの規定により非公開決定とした実施機関の本件処分は妥当である。

### 3 審査会の意見

実施機関によれば、本件処分に関し本件決定通知書の「公開できるようになる時期」記載の欄に誤記があり、異議申立人に対し訂正を申し入れたとのことであった。非公開決定において「公開できるようになる時期」の記載は、情報公開請求者に改めて公開請求する時期を請求者に通知させるものであり、誤解を生じさせるようなものであってはならない。今後取扱いを十分注意されたい。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 平成26年3月31日 | 諮問(25琴教委発第449号)の受理 |
| (2) 同年4月21日    | 審議                 |